山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会 会 長 平 中 政 明

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員 の報酬の額等について(答申)

令和元年11月21日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、合併後14年間、継続して減額措置がなされているが、本来、減額措置は一時的な措置であるべきものであることや現在の状況からは、すべて廃止することが妥当とであると判断した。

その上で、報酬及び給料の額については、本市の財政状況や、議員、市長等 及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団 体との均衡等から、据え置くことが妥当であると判断した。

2 付帯意見

- (1)市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者については、 期末手当及び退職手当の額は県内他市とは均衡がとれているが、類似団体 との比較において高いものであることから、任期期間中に支給される給与 等の総額をみながら、今後、適切な額となるよう検討されたい。
- (2) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、検討されたい。